

血

液

内

科

だ

よ

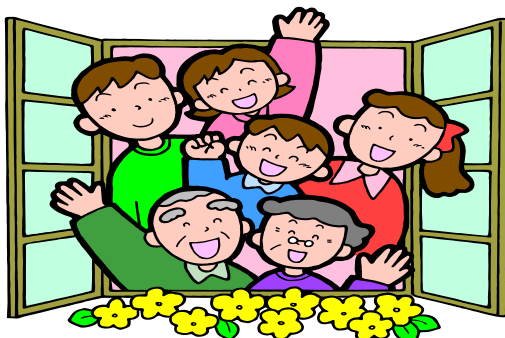
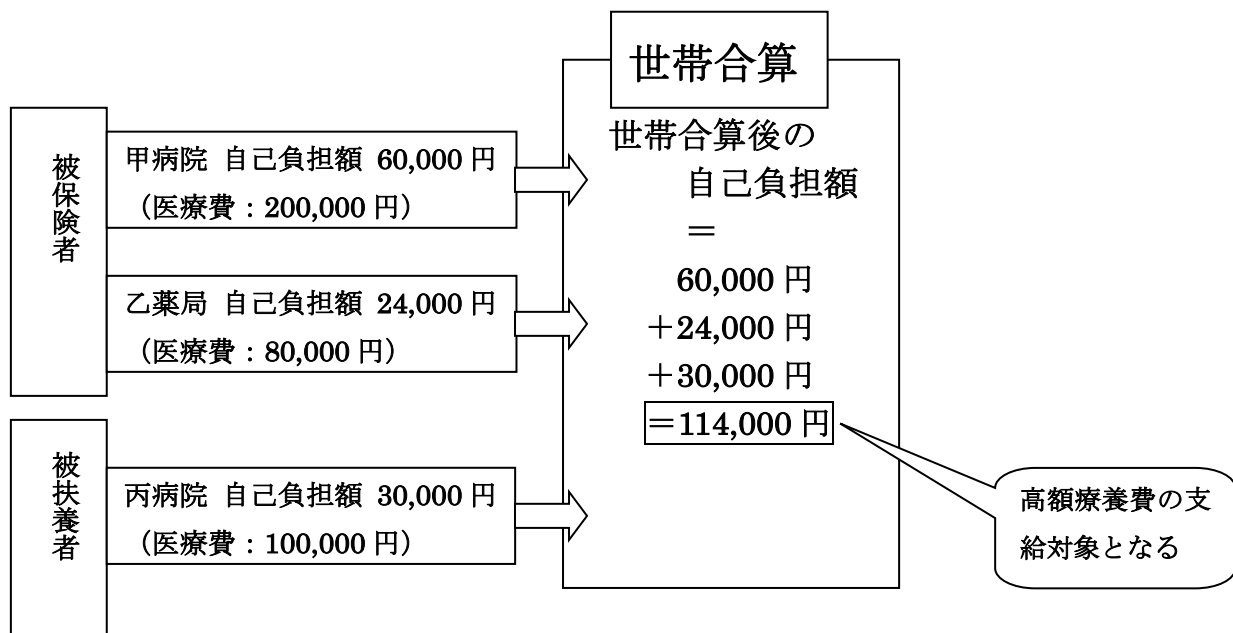
い

## 高額療養費「世帯合算」について

高額療養費とは、1ヶ月（1日から月末まで）に医療機関窓口で支払った医療費が、自己負担限度額（年齢及び所得状況により定めあり）を超えた場合は、超えた額が申請により払い戻される制度です。さらに、「世帯合算」といった仕組みにより、最終的な自己負担額が軽減されます。

### 世帯合算

お一人の1ヶ月分の窓口負担では、高額療養費の支給対象とはならなくても、複数の受診や同じ世帯にいる他の方（同じ医療保険に加入している方に限ります）の受診について、窓口でそれぞれ支払った自己負担額を1ヶ月（暦月）単位で合算することが出来ます。その合算額が一定額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として支給されます。（ただし、70歳未満の方の受診については、21,000円以上の自己負担のみ合算対象となります。）



（※詳しくはご加入の公的医療保険窓口へお問い合わせ下さい。）